



あなたのご意見をお聞かせください。

あなたの声を活かすしくみ

パブリックコメント

道の駅設置に係る条例等の整備について

【市の原案の概要】 平成30年春のオープンを目指す道の駅について、隣接する観光案内所や周辺の公園施設などを一体的に活用した運営を行うため、施設の設置ならびに関係条例の改正など必要な手続きを行うものです。

【募集期間】 12/1(木)～H29/1/4(水)

【意見の検討結果】 2月中に公表予定

【問合せ】 渉外調整担当 ☎78・2020

第2次漁業振興計画の策定について

【市の原案の概要】 この計画は、持続可能で魅力的な漁業を目標として、漁業経営の安定化や漁業の近代化を図り生産性の向上を図るための取り組みを定めるものです。計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間です。

【募集期間】 12/20(火)～H29/1/20(金)

【意見の検討結果】 2月中に公表予定

【問合せ】 林業水産課 ☎78・2010

第三セクター設立に係る市の出資について

【市の原案の概要】 道の駅の運営会社として、市が出資する第三セクターを新たに設立しようとするものです。

【募集期間】 12/1(木)～H29/1/4(水)

【意見の検討結果】 2月中に公表予定

【問合せ】 渉外調整担当 ☎78・2020

第4次地場企業等活性化計画の策定について

【市の原案の概要】 この計画は、石狩市産業の高度化および多様化ならびに本市経済の自立性向上に寄与することを目的に、施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間です。

【募集期間】 12/20(火)～H29/1/20(金)

【意見の検討結果】 2月中に公表予定

【問合せ】 商工労働観光課商業労政担当 ☎72・3166

介護予防・日常生活支援総合事業の実施内容について

【市の原案の概要】 平成27年4月の介護保険制度改正に伴い、これまで介護保険給付としていた要支援1および2の方のデイサービス、ホームヘルプサービスを、介護予防・日常生活支援総合事業として市町村事業において実施する予定です。本事業の実施に伴い、限度額、報酬単価、運営基準等を定めるものです。

【募集期間】 12/1(木)～H29/1/4(水)

【意見の検討結果】 1月中に公表予定

【問合せ】 高齢者支援課 ☎72・6121

第2期観光振興計画の策定について

【市の原案の概要】 この計画は、石狩市の地域個性を活かした観光振興策を推進するため、今後取り組む事項などを定めるものです。計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間です。

【募集期間】 12/20(火)～H29/1/20(金)

【意見の検討結果】 2月中に公表予定

【問合せ】 商工労働観光課観光担当 ☎72・3167

第4期農業振興計画の策定について

【市の原案の概要】 この計画は、石狩市の地域特性を活かした農業振興策を推進するため、今後取り組む事項などを定めるものです。計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間です。

【募集期間】 12/20(火)～H29/1/20(金)

【意見の検討結果】 2月中に公表予定

【問合せ】 農政課 ☎72・3164

共通事項

【意見の提出方法】 氏名、住所、連絡先を明記の上、持参・郵送・ファクス・Eメール・音声ファイル・録音テープのいずれかで提出。意見はどなたでも提出できます。

【意見の提出先】 企画課 〒061-3292 花川北6・1・30・2(市役所3階) ☎74・5581

✉kikaku@city.ishikari.hokkaido.jp

※詳しくは、市HP、あいぽーど、市情報公開コーナー(市役所1階)、市民図書館、担当課、各支所地域振興課にある資料をご覧ください



あいぽーと前の公園整備(4回目)

あいぽーと前にある公園用地の整備にあたり、あいぽーとに来る子どもたちを中心に、市内の小・中学生、高校生およびその他関連団体から、あいぽーとや図書館と連携した、この場所ならではの利活用についてご意

見をうかがうため4回目の「ワークショップ」を開催します。傍聴はどなたでもできます。

日時 12/10(土) 13時～

場所 こども未来館あいぽーと(花川北7・1)

問合せ 都市整備課 ☎72・3139



平成29年
2月より
スタート

証明書コンビニ交付サービス

市では、利便性の高い市民サービスとして、マイナンバーカード(個人番号カード)を活用した「証明書コンビニ交付サービス」を平成29年2月から開始する予定です。



マイナンバーカード



を活用したコンビニ交付サービスとは?

平成29年2月よりマイナンバーカードを利用して、全国の主要コンビニエンスストアの店頭には設置しているマルチコピー機(キオスク端末)から、住民票の写しや印鑑登録証明書などを取得できるサービスです。

利用方法

マイナンバーカードをマルチコピー機にセットし、画面の説明に従ってタッチパネルを操作します。

利用の際には、マイナンバーカードの交付時に設定した「利用者証明用電子証明書」の暗証番号(数字4桁)の入力が必要です。

利用時間

6時30分～23時
(年末年始、メンテナンスによる停止日を除きます)

取扱店舗

セブン-イレブン、ローソン、サークルK、サンクス、ファミリーマート、セイコーマート など

必要なもの

マイナンバーカード
(交付時に「利用者証明用電子証明書」を搭載したもの)

取得できる証明書類

- ・住民票の写し
- ・印鑑登録証明書
(印鑑登録をされている方に限ります)
- ・戸籍全部事項証明書(謄本)
- ・戸籍個人事項証明書(抄本)
- ・戸籍の附票の写し
- ・所得課税証明書
(賦課期日1月1日に石狩市に住民票のある方)
- ・納税証明書

注意点

- 利用目的により手数料が無料となる証明書はお取り扱いできません。
- 公的給付を受けるために必要となる証明書については、市役所本庁舎または厚田・浜益各支所の窓口で請求すると利用目的などを確認の上、従来どおり手数料が免除となる場合があります。
- 証明書コンビニ交付サービスをご利用になる場合は、マイナンバーカードを申請取得するようお願いします。

証明書自動交付機の運用を終了します

証明書コンビニ交付サービスの開始により、証明書の発行可能場所と発行時間帯が拡大となるため、市役所本庁舎と市内3カ所のコミセンに設置している自動交付機の運用を平成29年2月に終了する予定です。

自動交付機で使用できる「印鑑登録証兼いしかり市民カード」は、自動交付機の運用が終了した後も「印鑑登録証」として、窓口で証明書を請求する際に必要となりますので、これまでどおり大切に保管してください。なお印鑑登録証を兼ねない「いしかり市民カード」は、自動交付機の運用が終了すると使用できないカードとなります。

こちらは
自動交付機の運用終了後も
大切に保管してください!

